



## COVID-19 関連法令 (十二)

### COVID-19による影響を受けた営利事業者は一定条件を満たす場合、2020年度営利事業所得税の中間納付が免除される

新型コロナウイルス(COVID-19) による影響を受けた営利事業者は、嚴重特殊伝染性肺炎予防及び救済振興特別条例(以下、救済条例)の施行期間(2020年1月15日から2021年6月30日)において、以下の状況の一つを満たす場合、2020年度営利事業所得税の中間納付申告期間中に申請書(添付書類リンクを参照)及び関連証明書類を添付し、所在地の国税局へ2020年度営利事業所得税の中間納付の免除を申請することができるという解釈通達が近日中に財政部から公布される予定です。

#### 2020年度営利事業所得税中間納付申告の免除

右記の状況のいずれかを満たす場合、12月決算企業は2020.9.1～2020.9.30の中間納付申告期間において、2020年度営利事業所得税中間納付の免除を申請する。

特殊会計年度を採用する企業は3月決算に照らし、2020.12.1～2020.12.31の期間に申請する。

営利事業者は2020年度中間納付申告期間の開始前において、右記の状況のいずれかを満たす場合、2020年度営利事業所得税中間納付の免除を直接適用することができ、申請手続は不要。

- 一. 中央目的事業主務機関が救済条例第9条第3項に基づき定めた細則に基づき、救済関連措置を受けている。
- 二. その他COVID-19の影響により短期における売上高が急減した。(例えば、2020年1月から連続して2か月にわたって、その平均売上高が2019年7月から12月の平均売上高或いは前年度の同期の平均売上高より15%以上減少した。)

申請書類ダウンロード

[2020年度営利事業所得税中間納付申告の免除申請書](#)

- 一. 財政部が2020年3月25日付で制定した「税務当局が納税義務者から嚴重特殊伝染性肺炎(COVID-19)の影響による納税の延期又は分割納税の申請を受理した際の審査原則」に基づき、所在地の国税局に営利事業所得税、営業税、貨物税、たばこ・酒税、特種貨物及び役務税納税の延期又は分割納税を申請し承認を受けている。
- 二. 財政部2020年5月13日付で制定した「財政部各地区国税局が営業者から嚴重特殊伝染性肺炎(COVID-19)の影響による営業税過大納付の還付申請を受理した際の審査作業原則」に基づき、営業税の過大納付の還付を申請し承認を受けている。

# KPMG Taiwan Network

## 台北事務所

日本業務組連絡先  
日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

## 新竹事務所

新竹市30078科学工業園区

展業一路11号

T : +886 3 579 9955

F : +886 3 563 2277

## 台南事務所

台南市70054中西区

民生路2段279号16F

T : +886 6 211 9988

F : +886 6 6229 3326

## 台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T : +886 4 2415 9168

F : +886 4 2259 0196

## 高雄事務所

高雄市80147前金区

中正四路211号12Fの6

T : +886 7 213 0888

F : +886 7 271 3721

## Contact us

### パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

### 記帳部門 ( 記帳代行、個人所得税、給与計算等 )

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584

E eileentsai@kpmg.com.tw

### 登記部門 ( 会社設立、ビザ取得等 )

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 (2)8758 9751 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 17640

E ryosukesuma@kpmg.com.tw

## home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾